

# 令和元年度 財政指標を公表

地方公共団体の財政の健全化に  
 関する法律(財政健全化法)では、毎  
 年度、前年度の決算を議会に提出し  
 た後、健全化判断比率(実質赤字比  
 率、連結実質赤字比率、実質公債費  
 率、将来負担比率)と、公営企業会  
 社の「財政健全化計画」を公表すること  
 が義務付けられています。  
 令和元年度決算に基づく長島町  
 の状況は次のとおりです。

「財政指標」とは、決算数値から自治体の財政状況を測る  
 「ものさし」のようなものです。財政状況をどのような観点  
 に立って測るかによって、さまざまな指標があります。

問い合わせ先  
 役場企画財政課財政係  
 ☎(86)1134[直通]

## 健全化判断比率

### 実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標  
 で、一般会計などの実質的な赤字  
 額が、標準的な状態で収入が見込  
 まれる自治体の一般財源の規模  
 (標準財政規模)に占める比率を  
 表します。本町の一般会計などは  
 黒字のため、実質赤字比率は算定  
 されませんでした。

### 連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計など  
 の実質的な赤字額であるのに対  
 し、こちらは自治体のすべての会  
 計を通しての赤字額が、標準財政  
 規模に占める比率を表していま  
 す。本町のすべての会計は黒字の  
 ため、連結実質赤字比率は算定さ  
 れませんでした。

### 実質公債費比率

自治体の公債費による財政負担  
 の度合いを判断する指標で、3カ  
 年の平均で示されます。公債費と  
 は、自治体が発行した町債の元本  
 の返済や利息の支払いなどに要す  
 る経費です。本町の実質公債費比  
 率は7.8%となり、早期健全化基  
 準25%を大きく下回っています。

### 将来負担比率

自治体が将来に支出しなければ  
 ならない財政負担が、標準財政  
 規模の何倍にあたるかを示す指  
 標です。本町の将来負担比率は  
 16.0%となり、早期健全化基準  
 (350.0%)を大きく下回って  
 います。

## 長島町の令和元年度決算に基づく各指標

健全化判断比率				
	令和元年度指標	平成30年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—*	—*	14.64%	20.0%
連結実質赤字比率	—*	—*	19.64%	30.0%
実質公債費比率	7.8%	7.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	16.0%	6.9%	350.0%	

※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない(「-」で表記している)ものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

## 資金不足比率

簡易水道や下水道事業などの公営企業  
 ごとの各年度の経営状況を示す指標で、  
 各公営企業の資金の不足額が各企業の事  
 業の規模(料金収入の規模)に占める比率  
 を表します。本町の公営企業に資金不足  
 が生じなかったことから、資金不足比率は  
 算定されませんでした。

### 各指標の基準

各指標の基準をサッカーに例  
 えると、イエローカードに相当  
 するのが「早期健全化基準」お  
 よび「経営健全化基準」。レッド  
 カードに相当するのが「財政再  
 生基準」です。4つの健全化判断  
 比率のうち、いずれか一つでも  
 「早期健全化基準」以上となる  
 と「早期健全化団体」となり、  
 「財政健全化計画」を策定し、自  
 主的な改善努力による財政の  
 早期健全化に取り組まなければ  
 なりません。同様に「財政再  
 生基準」以上となると「財政再  
 生団体」となり、「財政再生計  
 画」を策定し、国、県の強力な関  
 与の下で確実な財政の再生を  
 実行しなければなりません。  
 また、資金不足比率が「経営  
 健全化基準」以上になると「経  
 営健全化団体」となり、「経営健  
 全化計画」を策定し、公営企業  
 の経営健全化に取り組まな  
 ければなりません。

## 資金不足比率

	令和元年度指標	平成30年度(参考)	早期健全化基準
簡易水道特別会計	資金不足額 無し	資金不足額 無し	20%
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			
太陽光発電特別会計			